諮問事項 「消防団区域の変更に伴う分団の受持区域について」

1 趣旨

中央防波堤埋立地の行政区域が確定されたことに伴い、東京消防庁の設置等に関する条例(昭和38年東京都条例第52号)の一部が改正され、令和3年4月1日より、大田区令和島1、2丁目が東京消防庁大森消防署管轄区域になる。特別区の消防団の設置等に関する条例(昭和38年東京都条例第53号)第2条第2項のとおり、令和島一丁目及び令和島二丁目が大森消防団の管轄区域となることから、分団の受持区域について諮問されたものである。

2 現状

大森消防団は8個分団により構成され、各分団の受持区域は、別図(資料3)のとおりとなっており、城南島、平和島等の島部については、現在、大森消防団第3分団の受け持ち区域となっている。

3 現状を踏まえた大森消防団の意見

令和島と臨海トンネルで結ばれた城南島を含む平和島等の島部については、現在、大森消防団第3分団の受け持ち区域となっていることから、地理的連続性を考慮し、令和島一丁目及び令和島二丁目についても大森消防団第3分団の受持区域とすることが妥当であると考える。

4 その他

大森消防団の現出場計画において、城南島、平和島等の島部で災害が発生した際は、積載車を保有する全ての分団から積載車が出場することとなっていることから、令和島で災害が発生した際もすべての積載車が出場し、災害対応の万全を図ることが必要である。

5 参考

特別区の消防団の設置等に関する条例 第2条第2項 消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

別表

名 称	区域
大森消防団	東京消防庁大森消防署の管轄区域に同じ。